別表第五㈢の表の備考2(3)及び別表第五㈦の表の備考2(7)中「第14条第１項」を「第36条第３項」に改める。

別表第五(二十八)の表の備考１(1)中「は同項」を「は、同項」に改め、「とし、同令第19条の４第15項において準用する同令第19条の３第23項の規定の適用がある場合には同令第19条の４第15項に規定する特定外国株式の譲渡をする非居住者とする。」を削り、同表の備考２(3)中「⑿及び⒁」を「⒀及び⒂」に改め、同表の備考２(3)中「若しくは」を「又は」に改め、「又は同令第19条の４第16項に規定する特定外国株式」を削り、同表の備考２(8)中「若しくは」を「又は」に改め、「又は同令第19条の４第16項に規定する特定外国株式」及び「又は特定外国株式」を削り、同表の備考２⑽を同表の備考２⑿とし、同表の備考２⑼から⒂までを同表の備考２⑾から⒃までとし、同表の備考２⑼の次に次のように加える。

⑽　その株式等の譲渡の対価が、法第41条の２の規定により同条に規定する事業所得に係る収入金額、一時所得に係る収入金額又は雑所得に係る収入金額とみなされるものである場合には、その旨を「摘要」の欄に記載すること。

別表第五(二十九)の表の備考２(7)中「第14条第１項」を「第36条第３項」に改める。

別表第六㈠の表の備考２⑽㈣を同表の備考２⑽㈤とし、同表の備考２⑽㈢を同表の備考２⑽㈣とし、同表の備考２⑽㈡を同表の備考２⑽㈢とし、同表の備考２⑽㈡の次に次のように加える。

㈡　その給与等が法第41条の２の規定により同条に規定する給与等の収入金額とみなされるものである場合　その旨

別表第六㈡の表の備考２(7)を同表の備考２(8)とし、同表の備考２(6)の次に次のように加える。

(7)　その退職手当等が法第41条の２の規定により同条に規定する退職手当等の収入金額とみなされるものである場合には、その旨を「摘要」の欄に記載すること。

別表第六㈢の表の備考２(9)ハを同表の備考２(9)ニとし、同表の備考２(9)ロを同表の備考２(9)ハとし、同表の備考２(9)イの次に次のように加える。

ロ　その株式等の譲渡の対価が、法第41条の２の規定により同条に規定する事業所得に係る収入金額、一時所得に係る収入金額又は雑所得に係る収入金額とみなされるものである場合　その旨

別表第九㈢の表中

経済的利益の供与等を受けた者	住所又は居所		
	氏　　名		個人番号

を

経済的利益の供与等を受けた者	住所又は居所		居住者等の区分
	氏　　名		個人番号

居住者・非居住者

に、

外国親会社等（付与会社）	名　称		法人番号		所

在地の国名

を

契約に係る期間等		役員・使用人		自 至
外国親会社等（付与会社）	名　称		法人番号	

年　月　日 年　月　日
所在地の国名

に改め、同表の備考２(1)を次のように改める。

(1)　「住所又は居所」及び「個人番号」の欄には、経済的利益の供与等を受けた者の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める事項を記載すること。

㈠　法第228条の３の２第１号に掲げる居住者　その者のその経済的利益の供与等を受けた日の現況による住所又は居所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号（㈡において「個人番号」という。）

㈡　法第228条の３の２第２号に掲げる非居住者　その者の法第60条の２第１項に規定する国外転出の時の直前における国内の住所又は居所及び個人番号

別表第九㈢の表の備考２(7)を同表の備考２(9)とし、同表の備考２(6)を同表の備考２(7)とし、同表の備考２(7)の次に次のように加える。

(8)　「契約に係る期間等」の欄には、経済的利益の供与等を受けた役員等が法第228条の３の２に規定する内国法人又は同条に規定する営業所等に係る外国法人の役員又は使用人に該当する事実の別に応じ該当するものを○で囲み、当該役員又は使用人がこれらの法人と締結した委任契約、雇用契約その他これらに類する契約に係る期間を記載すること。

別表第九㈢の表の備考２(5)を同表の備考２(6)とし、同表の備考２(2)から(4)までを同表の備考２(3)から(5)までとし、同表の備考２(1)の次に次のように加える。

(2)　「居住者等の区分」の欄には、経済的利益の供与等を受けた役員等の経済的利益の供与等を受けた日の現況により、該当事項を○で囲むこと。

別表第九㈢の表の備考２に次のように加える。

⑽　納税管理人が明らかな場合には、その氏名及び住所又は居所を「摘要」の欄に記載すること。

（所得税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　所得税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十六年財務省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「新規則第七条第三項」を「所得税法施行規則第七条第二項」に改め、「同項の」及び「前項の」を削る。

附則第四十七条中「新規則」を「所得税法施行規則」に、「掲げる書類」を「掲げる書類（」に、「有効なもの」を「有効なもの（」に改める。

附則第四十八条中「新規則」を「所得税法施行規則」に、「又は」を「若しくは第三号又は」に改める。